

# くまがや



## 若さあふれるプレーで ゴールを狙う!

3月25日～29日、第20回選抜  
高校女子サッカー大会「めぬま  
カップ」in熊谷が熊谷スポーツ  
文化公園等で開催されました。  
地元熊谷からは県立熊谷女子高  
等学校が出場。精一杯のプレー  
を披露しました。

豊かな自然に舞う光 ホテルを見に行こう・・・ P2

健全で効率的な行政運営を推進します

第2次熊谷市行政改革大綱の概要・・・・・・・・ P4

臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金・・・ P29

## ここで鑑賞できます!

### 千代保護重点区域ではゲンジホタル

市では、「熊谷市ホタルの保護に関する条例」に基づき、ホタルが生息する水路を保護重点区域に指定しています。これらの水路では5月下旬から6月中旬にかけて、ゲンジボタルが舞う姿が見られます。また毎年6月には、江南総合文化会館「ピピア」駐車場でこうなんホタル祭りが開催されます。



### 別府沼公園ホタルの沢ではヘイケボタル (熊谷衛生センター南)

6月中旬～7月下旬にかけて飼育されたヘイケボタルが見られます。また、毎年6月には公園内でホタルまつりが開催されます。



### マナーを守ってホタル鑑賞

- ・住宅地が近いので、路上駐車やごみのポイ捨て、大声で騒ぐなどの行為は絶対にやめる。
- ・ホタルは光を嫌いますので、ライトや車の照明を当てない。
- ・鑑賞する場合、事故等には十分注意する。
- ・車利用の場合は、江南庁舎駐車場へ。
- ・ホタルの捕獲は条例で禁止されています。

## ツアーも開催! ホタル鑑賞に行こう!～幻想的な光の体験～

里山の小川を飛び交うホタルの光を楽しみませんか。くつろぎのひとときをお過ごしいただけます。熊谷ならではの体験メニューや、癒やしの温泉、優雅なホテルディナーなど盛りだくさんのツアーです。

**とき** 6月7日(土)、14日(土) **ところ** 熊谷駅南口ロータリー 14時集合 **定員** 各日40人(先着順)  
**費用** 大人3,900円、小人2,900円(小学生以下、食事は子どもメニュー)  
**申込み** 5月1日(木)～22日(木)までに電話でJTB関東法人営業熊谷支店(☎048-523-5514)まで  
**◆商業観光課** ☎内線312



6/14に開催予定のこうなんホタル祭り

## Interview

### 「熊谷市ほたるを保護する会」の事務局の皆さん

杉田義勝さん(左)、小柴 清さん(中央)、岡部幸夫さん(右)



これからホタル鑑賞のシーズンがやってきます。ぜひ、実際に舞うホタルの光を見に来てください。きっとこれは保護していかなければいけないと思うはずですが、自然を守り、ホタルを守る大切さを感じてもらえたらありがたいですね。平成21年から続く「こうなんホタル祭り」は、ホタルの光を地域の人だけでなく、広く皆さんにも公開して見てもらおう、そしてホタルを守るという気持ちを持ってもらおうと始まりました。「熊谷市ほたるを保護する会」は平成24年に設立されました。多くの方がホタル鑑賞に訪れるようになり、一時ホタルの数が減少してしまいましたが、パトロールや水路の清掃、啓発活動などをより一層強化したこともあり、現在では生息数は再び持ち直し、年々増加傾向にあります。個人の活動では限界がありますが、これまで住民の皆様はじめ関係団体の組織的な活動が実を結んだのかなと嬉しくなりますね。これからもパネル展示やボランティアガイド講習の募集など様々な活動を行っていきますので、ぜひ多くの人に興味を持ってもらえたらと思います。

### ホタルの一生

6月頃、水辺のコケなどに産卵します。1か月でふ化したホタルの幼虫は、すぐに水中に入って生活を始めます。8～9か月間水中で生活し、カワニナ(巻貝の一種)を食べて育ちます。3～4月頃、6または7回目の脱皮をして2・5cm程の大きさになった幼虫は小雨の夜に淡い光を放ちながらゆつくりと川から岸

へと上がり、柔らかい土のくぼみや草の根元の穴を見つけてもぐります。5月中旬頃穴の中で最後の脱皮をしてさなぎになり、その後、約2週間で成虫になったホタルは、地上に出てきて、美しい光を見せてくれます。ホタルは月明かりのない夜、気温が高く、風のない日によく見られます。発光は日没後に始まり、21時頃がピークとなります。



ホタルの光を特殊な方法で撮影したものです



### 失いかけた光を再び

かつて市内では、あちこちの水路でホタルの発生が見られましたが、いつの頃からか見られなくなっていました。

高度経済成長期に入り、生活様式の変化による水質汚濁や土地改良事業等による生産基盤の整備が進められたため、ホタルや水辺生物が生息しにくい環境へと変わったことが原因であると考えられます。そんな中、合併前の江南町では、昭和58年から農村総合整備モデル事業をはじめとする国・県の補助事業により、農業集落排水事業に取り組みます。この事業により、水路等への家庭雑排水の流入がなくなり、水質が良好な状態へと戻り、再びホタルの発生が見られるようになってきました。

平成7年頃には、樋春北区において、ゲンジボタルが大量発生したことにより、ホタルを守るという気運が高まり監視活動等の保護活動が始まります。その後、平成10年には県内唯一の「江南町ホタルの保護に関する条例」(現「熊谷市ホタルの保護に関する条例」)を制定。河川等の自然環境の保全や、環境保全意

識を高めることなどを目的として制定されました。また、板橋区立エコポリスセンターホタル飼育施設の協力により、ホタルの幼虫を江南地域の水路に放流するなどし、定着化を図ってきました。平成24年には「熊谷市ほたるを保護する会」が設立され、ホタル生息地での採取防止パトロールや川の清掃などが行われ、保護・啓発活動等が一層強化されるようになりました。このような取り組みのもとに、失いかけた光は取り戻され、再び幻想的に舞う姿が見られるようになってきたのです。



健全で効率的な行政運営を推進します

第2次熊谷市行政改革大綱の概要

市では、行政改革を推進する指針として、平成25年度から平成29年度を計画期間とする新たな行政改革大綱を策定しました。新大綱では、「効率的・効果的な公共サービスの推進」「効率的な行政運営の推進」「自立性の高い財政運営の推進」の3つの改革目標を掲げ、その実現のため、12の重点項目、28の計画項目、46の具体的な取組みを示していますので、その概要についてお知らせします。

行政改革の必要性

少子高齢社会の進行による人口減少時代の到来、社会経済情勢の変化に伴う行政需要の拡大、行政に対する市民ニーズの高度化・多様化により行政の果たす役割は一層重要なものとなっています。また、地方分権の進展により、地方は自らの責任と判断において行政運営を行うことが、今まで以上に必要となつていまして、このような状況から、厳しい財政状況であっても、市民の視点に立った公共サービスを提供していくため、簡素で、より効率的・効果的な行政運営が求められています。本市では、これまでも行政改革を推進し、事務事業の見直し

直し、民間委託の推進、職員数の見直し等の取組みにより一定の成果をあげてきました。しかし、市税収入は、緩やかな景気回復により、徐々に持ち直しつつあるものの、依然として伸び悩んでおり、老朽化する公共施設、増大する社会保障関係経費、社会情勢の変化に伴う新たな行政課題等に的確に対応するためには、限られた経営資源を有効に活用し、従来にも増して効率的な行政運営を推進していく必要があります。このようなことから、職員一人ひとりがスピード意識とチャレンジ精神を持って、引き続き行政改革に取り組みます。

◆行政改革推進室 内線216

改革目標2 効率的な行政運営の推進

重点項目	計画項目	取組内容
組織・機構の見直し	簡素で効率的な組織・機構の構築	・効率的・効果的な組織・機構の構築 ・行政センターの組織・機構の見直し
人材育成の推進	人材育成の推進	・熊谷市人材育成基本方針に基づく職員の意識改革と能力開発 ・eLTAX(エルタックス)の活用などによる電子自治体業務の推進 ・オープンデータ <sup>※3</sup> の推進 ・統合型GIS <sup>※4</sup> の構築に向けたデータの整備・統合
ICT <sup>※2</sup> 化の推進	ICTを活用した業務改革	・職員数を1,346人に減員(消防を除き1,100人とする) ・時間外勤務時間数の抑制 ・特殊勤務手当の廃止を含めた支給基準の見直し ・国の支給基準と異なるその他手当の支給基準の見直し ・能力・職責・実績を反映できる給与制度の構築
定員管理および給与制度等の見直し	定員管理の推進 給与制度等の見直し	

改革目標3 自立性の高い財政運営の推進

重点項目	計画項目	取組内容
歳出の抑制・合理化	市債残高(普通会計)の縮減	・計画期間を通じて、市債の発行額を元金償還額以下に抑え、市債残高を縮減
	補助金等の適正化	・サンセット方式による見直し(補助金:3年、交付金・負担金:5年の終期設定)
	第三セクター等の見直し	・財政的支援、人的支援の見直し
	電気料金の節減	・特定規模電気事業者からの電力受給
	公共工事コスト構造の改善	・熊谷市公共事業コスト改善プログラムに基づくコスト構造の改善
自主財源の確保	収納対策	・納税率94%以上を目標 ・口座振替およびコンビニ納付を促進し、合わせて75%以上の納付率を目標 ・効果的な滞納処分の推進 ・税外債権の収入未済額の確保
	使用料・手数料の適正化	・最終見直しから5年経過の使用料・手数料の見直し
	市有財産の有効活用	・未利用の普通財産(土地)の積極的な売却・貸付の推進 ・機能のない道路の積極的な売却の推進 ・行政財産の余剰スペースの積極的な貸付の推進 ・太陽光発電事業者への市有施設の屋根貸し・土地貸しの実施
	企業誘致の推進	・5年間で20社以上の企業立地の実施
	広告料収入の拡大	・市有財産等を活用した有料広告事業の推進
公営企業の経営健全化	水道事業の経営健全化	・浄配水場17施設を15施設に統廃合 ・企業債残高を毎年2億円ずつ削減
	下水道事業の経営健全化	・地方公営企業会計導入に向けての取組み
公共施設アセットマネジメント <sup>※5</sup> の推進	公共施設アセットマネジメント計画の策定	・基本計画の策定

改革目標1 効率的・効果的な公共サービスの推進

重点項目	計画項目	取組内容
事務事業の重点化と見直し	事務事業の見直し	・行政評価システムによる事務事業の重点化および見直し ・職員提案制度による事務事業の改善
	重複施設の見直し	・施設の統廃合や転用を含めた見直し
窓口サービスの効率化	住民票等のコンビニ交付	・コンビニでの住民票等各種証明書の発行
	ワンストップサービス <sup>※1</sup> の導入	・住民異動に伴う手続き等のワンストップサービスの導入
民間活力の活用	休日開庁業務の見直し	・開庁場所や取扱業務の見直し
	指定管理者制度の活用	・18施設について指定管理者制度の導入検討
市民との協働	事務事業の委託化の推進	・事務事業の委託化の推進
	地元企業・NPOとの連携	・活動主体に対する支援 ・協働事業提案制度に対する職員の意識改革
	市民参画の推進	・協働事業提案制度による毎年度6件の事業化 ・地域における総合的な組織としての校区連絡会の育成支援
市民との情報共有化		・市民満足度調査の実施 ・市報、ホームページ等、多様な媒体による広報の充実 ・市政宅配講座の充実



熊谷市行政改革推進委員会の藤間会長から答申書を受け取る富岡市長

**用語の説明**  
 ※1 一つの窓口で、必要とする一定の行政手続きが完了するようにサービスの一元化を図ること。  
 ※2 情報通信技術のこと。一般的にITよりもコミュニケーション、通信を強調する場合に用いられる。  
 ※3 機械判読に適したデータ形式で、二次利用が可能な形で公開された公共データのこと。  
 ※4 GIS(デジタル化された地図(地形)データと、位置に関連したデータを結びつけた情報システムのこと)を組織で共有できるデータとして、組織内で断片的な利用を可能とするシステムのこと。  
 ※5 各部署で管理していた公共施設を一元的に把握して、将来の費用負担を推計し、そのうえで、老朽化した施設を統廃合し、余剰施設の複合的な活用などを行い、一定の行政サービスを維持しつつ、長期的な財政支出の削減を図る取組みのこと。

**子育て応援自転車 おでかけ事業**  
 「幼児2人同乗用自転車」を購入した方を対象に、購入費の半額(上限3万円)を補助します。  
**対象** 次の要件をすべて満たす方  
 ①購入日および申請日において、市内に住所を有し、6歳未満の幼児2人以上が同一世帯に属している。  
 ②本人および同一世帯の方が市税(国民健康保険税含む)、保育料等を滞納していない。  
**対象自転車** 次の要件をすべて満たすもの  
 ①幼児2人同乗用自転車安全基準(BA)適合  
 ②安全基準(SG)適合の2席の専用の幼児用座席が装着されている。  
 ③平成24年4月1日以後に購入(中古品および転売品を除く)  
**申請期間** 平成27年3月31日(火)まで  
**申請方法** 申請書に領収書原本(内訳、購入者名、購入日、購入店名、購入品型番等の記載があるもの)、保証書など(安全基準適合とわかるもの)の写しを添えて左記へ。  
 ※1世帯につき申請1回、台数1台までです。  
 ※申請書は、こども課または各行政センター福祉担当課にありますが、受付はこども課のみです。  
 ◆こども課 内線292



**自転車は車両の仲間です 基本ルール「自転車安全利用五則」を守りましょう**  
**「自転車安全利用五則」**  
 ○自転車は、車道が原則、歩道は例外  
 ○車道は左側を通行  
 ○歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行  
 ○安全ルールを守る 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止、夜間はライトを点灯、交差点での信号遵守と一時停止・安全確認  
 ○子どもはヘルメットを着用  
**こんな場合は歩道を通行できます。**  
 自転車は車道を通行するのが原則ですが、例外として次のような場合には歩道を通行できます。  
 ○「歩道通行可」の標識や道路標識がある場合  
 ○13歳未満の子ども、70歳以上の高齢者、身体障害者が運転する場合  
 ○駐車車両がある、車道が狭い、交通量が多いなど、安全確保のために歩道を通行することがやむを得ない場合  
 ◆安心安全課 内線334

**【基本理念】**  
心つながる人にやさしいまち 熊谷

**目 標**

だれもが笑顔で 迎えられるまち(心)	だれもが自由に利用 しやすいまち(利用)	だれもが楽しく 行き交うまち(移動)
-----------------------	-------------------------	-----------------------

だれもが利用しやすいまちづくりは、多様な人々が社会活動に参加するための基盤であり、まちの魅力を高める要素の1つです。本市の将来都市像を示した熊谷市総合振興計画後期基本計画では、人にやさしいユニバーサルデザインのみちをつくることを掲げています。

**「まじつくりはなぜ必要？」**

重点整備地区(旅客施設や、高齢者・障害者などが利用する施設が集まった地区)において、公共交通機関、建築物、道路などのバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するための構想です。

**熊谷市バリアフリー基本構想を策定しました！**

バリアフリー基本構想とは…

バリアフリーの「まじつくり」の現況(現状)

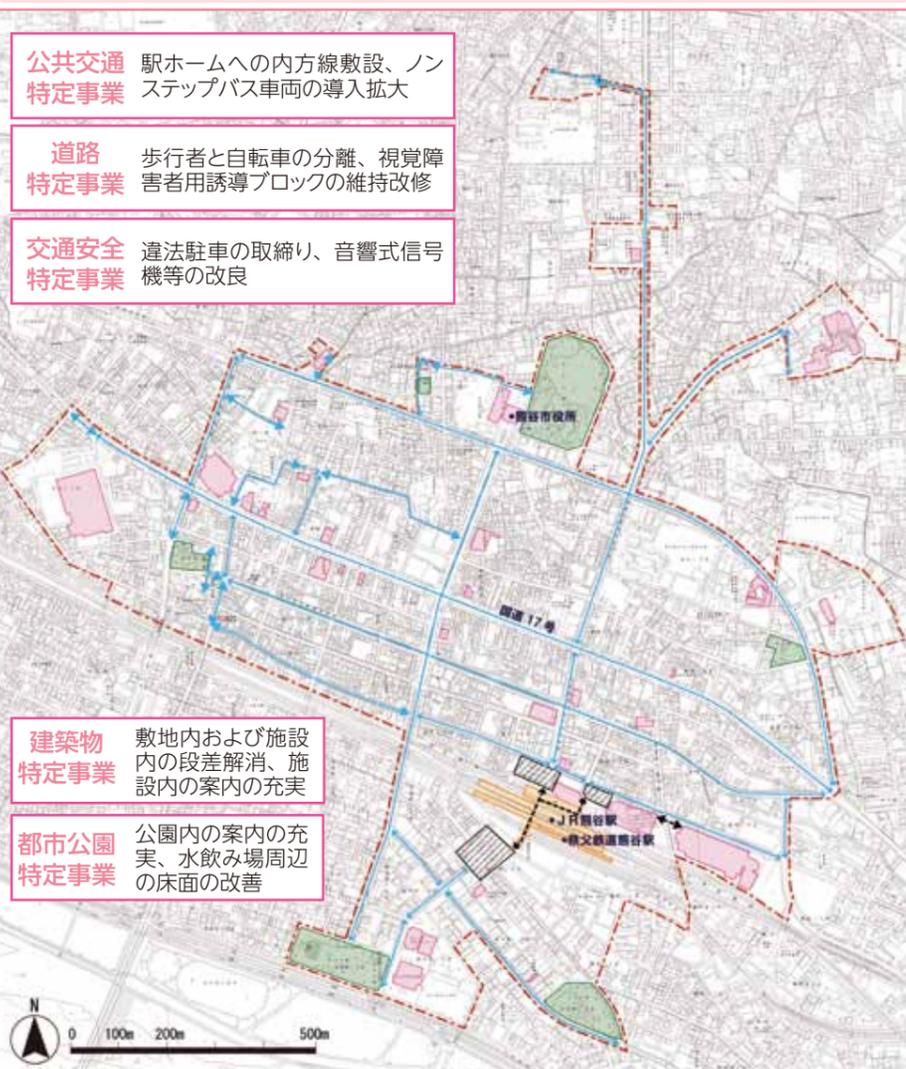
公共交通機関や商業施設、金融機関、公共施設など、さまざまな都市機能が集積していることから、熊谷駅周辺を重点整備地区に設定し、地区内各施設の取組みを、具体的に基本構想に盛り込みました。重点整備地区以外の全市の取組みについても、基本構想を指針として推進していきます。

バリアフリーの「まじつくり」の現況(現状)

バリアフリー化を推進するためには、施設の整備とともに、多様な人々の存在を互いに理解しあい、支えあう心を育む「心のバリアフリー」に関する取組みが不可欠です。基本構想では小中学校での学習機会の充実などを通して、心のバリアフリーの普及啓発に取り組むことが示されています。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

◆都市計画課(大里庁舎)  
☎0493-39-4814

**重点整備地区内のバリアフリー化を進めます**



**重点整備地区**

バリアフリー法に基づく基本構想に定める地区で、バリアフリー化のために事業を重点的かつ一体的に推進すべき地区の範囲です。

**生活関連施設**

高齢者、障害者等が日常生活または社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設、その他の施設等を設定しています。

- 公共交通特定事業を設定した施設
- 建築物特定事業を設定した施設
- 都市公園特定事業を設定した施設

**生活関連経路**

- 道路
- 連絡歩道橋
- 駅前広場

生活関連施設相互間の経路等を設定しています。

**条例に基づく被表彰者のご紹介**

4月5日、大里生涯学習センター「あすねっと」において、平成26年度熊谷市表彰式を挙行し、本市の文化の興隆、福祉の増進、産業の発展または自治の振興にご貢献された4名の方を、熊谷市表彰条例により表彰いたしました。また、市政進展に尽くされた80名の方を熊谷市表彰規則により表彰いたしました。

◆秘書課 ☎内線204

**文化功労表彰**



松沢 嶽氏 (89歳 本石在住)

松沢嶽氏は、昭和15年の弓道初段取得以来、弓道一筋に情熱を注ぎ、平成3年に日本弓道界の最高位である範士八段を授与され、選手として、また指導者として弓道の普及、発展に大きく貢献されました。この間、国体に6回出場し埼玉県総合優勝の一翼を担い、熊谷市弓道界の名声を全国に知らしめました。同時に氏は、熊谷市弓道連盟の設立に尽力し、昭和30年設立と同時に理事に就任、その後、会長、名誉会長等の要職を歴任するとともに、熊谷市体育協会の役員として熊谷市の社会体育推進に貢献されました。また、埼玉県弓道連盟の会長として、県下全域の弓道の普及、発展に尽力されました。さらに、昭和43年に「市民弓道教室」を開設したほか、ジュニア育成の一環として市内高校生の指導の第一線に立ち、体力向上、健康増進と併せ青少年の人間育成に尽くされました。このように、弓道という日本古来の武道の伝承、発展に取り組み、本市における社会体育の振興、充実に寄与された功績は、誠に顕著です。

**福祉功労表彰**



門倉 彌平氏 (76歳 中奈良在住)

門倉彌平氏は、平成4年に保護司に就任し、罪を犯した人や非行のある少年の改善更生のため、生活再建に向けた指導等に尽力され、犯罪予防の啓発と地域社会の安全及び市民福祉の増進に大きく貢献されました。こうした氏の熱心な保護司活動と温厚篤実な人柄により、平成22年には熊谷地区保護司会副会長を経て会長に就任し、さらに埼玉県保護司会連合会理事、常務理事と要職を歴任し、平成25年からは副会長として卓越した指導力や統率力を発揮し、県及び熊谷地区の保護司会の円滑な運営に多大な貢献をされました。さらに、平成24年12月には保護司の活動拠点として、県内自治体では2番目となる更生保護サポートセンターを市役所本庁舎内に設置し、自ら企画調整保護司として常駐し、保護司活動の企画・立案や情報発信にその指導的役割を担うほか、地域における関係機関・団体及び地域住民との連携を図るなど、犯罪のないまちづくりを通じた本市の発展と市民福祉の向上に寄与された功績は誠に顕著です。

**産業功労表彰**



滝沢 寧和氏 (68歳 本石在住)

滝沢寧和氏は、昭和63年に熊谷商工会議所議員に就任し、平成13年から常議員として組織の拡大や事業運営に尽力され、地域経済団体の振興・発展に大きく貢献されました。この間、小売商業部会長や企画政策室委員等を歴任し、「熊谷の日本一」創造運動を推進されたほか、県内初となる「街なかゼミナール」や産学官の連携推進のもと定期的なフォーラムを開催し、地域活性化の牽引役として精力的に活動されました。また、熊谷市商店街連合会では昭和63年から常任理事、専務理事等の要職を歴任し商店街の振興と地域活性化に寄与されました。現在、11月の風物詩として定着した一大イベントの「オ・ドーレなおざね」は、平成13年に氏の強力なリーダーシップのもと実現されました。さらに、平成21年からは会長として、熊谷えびす大商業祭の拡充や、熊谷市プレミアム付き商品券発行、熊谷市B級グルメ大会の実施など、様々な事業に献身的に関わり、本市の発展と産業の振興に寄与された功績は誠に顕著です。

**自治功労表彰**



芝崎 光利氏 (75歳 上川上在住)

芝崎光利氏は、昭和33年に本市に奉職し、平成17年に収入役を退任するまでの47年余、地方自治の振興と市政の発展に大きく貢献されました。この間、現在の熊谷スポーツ文化公園となる県営公園の誘致に尽力するとともに、総務部長及び企画部長等の要職を歴任し、阪神淡路大震災被災地救援の指揮、熊谷市総合振興計画の策定、市内循環バスの導入等、適切な判断力と実行力をもって市政運営の中心となり、その力量を発揮されました。平成10年に収入役に任命され、健全な財政運営により市長を補佐し、資金の安全かつ効率的運用に尽力されました。平成17年の新熊谷市の誕生にあたり、財産管理や新たな会計システムの構築等多くの課題解決に力を注いだほか、関東及び県の都市収入役会副会長等の要職も歴任し、広域行政の進展に多大な貢献をされました。また、熊谷市選挙管理委員会委員長として、選挙の普及と公正かつ効率的な執行に尽くされ、本市の発展と地方自治の振興に寄与された功績は誠に顕著です。

### ゆうゆうバスが 新しい車両になりました

4月18日からゆうゆうバスの3台が新しい車両になりました。バスのラッピングは募集したイラストを基にデザインしました。



さくら号

グライダー号

ムサシミヨ号

時刻の一部が変更しています。

4月1日から、グライダー号、ムサシミヨ号の路線の一部を変更し、ほたる号の停留所を2か所新設(ピピア前、林眼科前)したことにより、時刻表の一部が変更となりました。お間違えのないようご確認ください。

なお、新しい時刻表は、市役所、各行政センター、熊谷・籠原駅連絡所、公民館、図書館などで配布しています。

### 1日乗車券を販売中

300円で1日何回でも乗車できる1日乗車券を販売しています。バス車内で購入してください。

◆企画課 ☎内線228

### 市民協働「熊谷の力」 事業を募集します

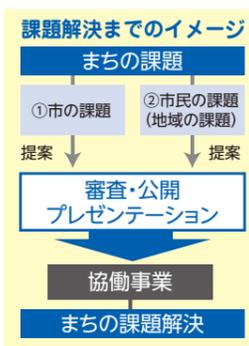
まちの課題を、みんなで解決  
①と②の方法で提案を募り、事業化を目指します。

- ① 市が課題とするテーマに、市民活動団体から事業提案を募り、最も効果的な提案をした団体と市が協定等を通じて事業化を目指します。
- ② 市民活動団体から地域の課題について自由なテーマで事業提案を募り、①と同様に事業化を目指します。

### 募集説明会

とき 5月30日(金)昼の部 16時~17時(夜の部)19時~20時  
ところ 江南公民館会議室A(江南総合文化会館「ピピア」内)  
※募集要項は、説明会の後、市民活動推進課、市民活動支援センター、各行政センターに置き、市ホームページに掲載します。

- ◆市民活動推進課 ☎内線330、475



### 副市長に嶋野氏が再任

4月1日から、引き続き嶋野正史氏が副市長に就任しました。

### あついでー熊谷 第65回熊谷花火大会

開催日時 8月9日(土)19時~21時  
※順延の場合は10日(日)・16日(土)・17日(日)の順に開催します。

### 「第65回熊谷花火大会」 提供者募集

種類	価格	内容
企業広告花火	10号玉 24000円 8号玉 37000円 5号玉 52000円	メッセージをプログラムに掲載し、打上げ前にその内容を放送します。
メッセージ花火	26万円~	企業広告をプログラムに掲載し、宣伝文を打上げ前に放送します。
マスター	26万円~	企業広告をプログラムに掲載し、宣伝文を打上げ前に放送します。

◆申込受付期間  
・メッセージ花火  
・企業広告花火  
5月7日(水)~6月4日(水)  
※応募状況により、打上前の放送方法を変更する場合があります。

◆熊谷市観光協会(商業観光課内)  
☎内線313

## 市税等のお支払は安心便利な口座振替で

**口座振替推進キャンペーン**  
市税等で左記の期間内に新規に口座振替を申込みいただいた方に、「市有施設等の利用券(5000円相当)」を差し上げます。

期間 5月9日(金)~8月29日(金)

税目等 市・県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国

民健康保険税、下水道受益者負担金、市営住宅使用料、市営住宅駐車場使用料、保育料、学童保育料、農業集落排水使用料

**口座振替の手続き**  
① 納付書  
② 預貯金通帳  
③ 印鑑(届出印)をお持ちのうえ、金融機関の窓口でお申込みください。

**利用できる施設等** 市民プール、アクアピア、プラネタリウム、市内循環バス、上之荘、別府荘、ひかわ荘、江南荘、健康スポーツセンター、道の駅めぬま、農村レストラン、なご味、市営本町駐車場

**利用券の使用期限** 平成26年12月31日(水)

◆納税課 ☎内線257



## 熊谷市低公害・低燃費軽自動車導入奨励事業補助金

**対象軽自動車** 平成25年4月2日~平成26年4月1日に新車登録をし、平成26年度熊谷市軽自動車税の対象となる次の軽自動車。

※自動車販売業者等が有する販売用自動車は除きます。

① 電気自動車  
② 天然ガス自動車  
③ ハイブリッド自動車  
④ 低公害・低燃費車

〔平成17年排出ガス基準より75%以上低減車(★★★)〕のうち、次のいずれかに該当する軽自動車

ア. 平成22年度燃費基準25%向上達成車以上  
イ. 平成27年度燃費基準達成車以上

**対象者** 対象軽自動車の平成

26年度熊谷市軽自動車税を完納した納税義務者で、申請時点で継続して対象軽自動車を所有または使用し、市税等の滞納がない方。

**補助金額** 対象軽自動車1台の平成26年度熊谷市軽自動車税納付済額。なお、対象者一人(一人)につき10台分を限度とします。

**申請方法** 対象軽自動車の平成26年度熊谷市軽自動車税を納付後、申請してください。

① 期間 6月2日(月)~平成27年3月25日(水)

※交付額が予算額に達し次第、受付を終了します。なお、同一日に予算額を超える申請があった場合には、抽選を実施する場合があります。

② 提出先 環境政策課(江南庁舎)(郵送可)

※補助金制度のご案内および申請書等は、環境政策課等で配布のほか、市ホームページにも掲載しています。

◆環境政策課(江南庁舎)  
☎0485361547

(参考)平成26年度熊谷市軽自動車税額

四輪乗用	
自家用	営業用
7,200円	5,500円

四輪貨物	
自家用	営業用
4,000円	3,000円

## 公的年金からの市・県民税の引き落とし(特別徴収)

公的年金からの引き落とし(特別徴収)とは  
公的年金等に対して市・県民税(個人住民税)が課税される方を対象に、年金保険者が、年金支払時に市・県民税を年金から差し引いて納入する制度で、平成21年10月の年金支給分から開始されました。

※納税方法を変更するものであり、新たな税負担が生じるものではありません。

**対象となる方**  
次の条件をすべて満たしている方が対象となります。なお、対象となる方には、6月10日(火)付けで発送する「平成26年度市民税・県民税納税通知書」により、個別にお知らせします。

① 前年中に公的年金等の支払いを受けた方  
② 平成26年4月1日時点において国民年金法に基づく老齢基礎年金等の支払いを受けている65歳以上の方  
③ 介護保険料が老齢基礎年金等から引き落とされている方  
※ただし、次の方は対象となりません。

○ 老齢基礎年金等の年額が18万円未満の方  
○ 平成26年度の特別徴収税額

が老齢基礎年金等の年額を超える方  
**対象額**  
公的年金等の所得に係る所得割額および均等割額です。  
**特別徴収が中止される場合**  
次のような場合には、引き落としが中止され、残りの税額については、納付書または口座振替で納めていただくこととなります。

○ 納税義務のある方が市外に転出した場合  
○ 納税義務のある方が死亡した場合  
○ 特別徴収される税額に変更があった場合  
○ 介護保険料が特別徴収されなくなった場合

◆市民税課 ☎内線244

**納税方法**

① 特別徴収を開始する年度の納め方

区分	普通徴収 納付書または口座振替で納める方法	特別徴収 年金から引き落としとして納める方法
月	6月 8月	10月 12月 2月
税額	年税額の4分の1ずつ	年税額の6分の1ずつ

② 前年度特別徴収だった方の次年度以降の納め方

区分	特別徴収				
	仮徴収		本徴収		
月	4月	6月 8月	10月	12月	2月
税額	前年度2月と同じ額		残りの年税額の3分の1ずつ		

市長と語ろう!

あなたと **ハートフル** ミーティング 市長の

市長が市内各所に伺い、市民の皆さんのご意見やアイデア等をいただき、今後の市政に反映させるための懇談会です。皆さんのご参加をお待ちしています。

**対象** 主に、その小学校区に在住・在勤・在学の方、または学区内保育所、幼稚園、児童館等利用者の保護者の方

**定員** 各回40人程度

**手話通訳** 申込みの際にお申し付けください。

**申込み** 電話またはFAX、市ホームページの「市長の部屋」から申し込むことができます。住所・氏名・電話番号を明記し、開催1週間前までに下記へ。

◆政策調査課 ☎内線368 ☎048-525-9222

	第3回	第4回
対象	吉見小学校区	市田小学校区
とき	5月24日(土) 9:30~11:30	5月24日(土) 14:00~16:00
ところ	大里コミュニティセンターホール(棟)	大里コミュニティセンターホール(棟)
テーマ(1)	地域の魅力を生かしたまちづくり	地域の魅力を生かしたまちづくり
テーマ(2)	子どもが心豊かで健やかに育つ教育環境づくり	安全・安心な地域づくりについて(主に防災)